

8月1日(月)から / 子ども医療費助成(小・中学生の医療費助成)を拡大します

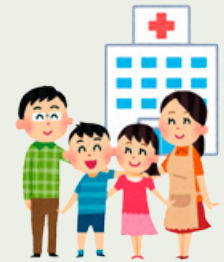
現行	8/1から
入院 ○ <助成対象になります> ※一部負担金： 1 医療機関ひと月 500円 (14日以上の場合ひと月 1,000円)	入院 ○ <助成対象になります> ※一部負担金： 1 医療機関ひと月 500円 (14日以上の場合ひと月 1,000円)
通院 × <助成対象にはなりません>	通院 ○ <助成対象になります> ※一部負担金： 1 医療機関ひと月 1,000円

助成範囲が
通院まで拡大
されます。

対象者 大和郡山市に住所がある小学校入学から中学校卒業
(15歳に達する日以後の最初の3月末日)までの子ども
※他の福祉医療費助成の受給対象者や生活保護受給者等は除きます。

助成内容 一部負担金を除く保険診療による医療費の自己負担額
(高額療養費など健康保険から給付される額を除く)
※予防接種代や食事代、室料など保険適用外は対象外です。

一部負担金 ・通院および14日以上入院の場合 …… 1 医療機関ひと月 1,000円
・14日未満入院の場合 …… 1 医療機関ひと月 500円



◆医療費助成を受けるためには、「子ども医療費受給資格証」が必要です。
「子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書・子ども医療費助成金支給申請書」に記入・押印のうえ、必要書類を添付して、保険年金課医療係(101番窓口)へ申請してください。
※対象となる子どもの保護者に案内文書を送付しています。届かない場合は、下記へ連絡してください。
※就学前の子どもに対する助成(乳幼児医療費助成)に変更はありません。

問合せ=保険年金課 医療係(内線327・328)

人権擁護委員にご相談ください (相談無料・秘密厳守)

「みんなで築こう 人権の世紀」

～考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう 違いを認め合う心～

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。
全国人権擁護委員連合会ではこの日を「人権擁護委員の日」と定め、人権を考えるきっかけとして、人権擁護委員制度などを広くみなさんに周知しています。

これにちなみ特設相談所を開設しますので、気軽に相談してください。秘密は厳守します。

- ◆「人権擁護委員の日」特設人権相談
日時=6月1日(水) 13時～16時(予約不要)
場所=市役所3階311会議室
- ◆定例人権相談
日時=毎月(7・12月除く) 第4木曜 13時～16時
場所=市役所 市民相談室内(2階213番窓口)
- ◆法務局常設相談所(電話相談) ☎0570-003-110
相談時間=土・日曜、祝日を除く 8時30分～17時15分
問合せ=人権施策推進課(内線245)

平成28年度 身体等に障害がある人の軽自動車税の減免

～申請期限が近づいています～



対象=身体等に障害がある人が所有している軽自動車等
申請期限=5月31日(火)まで
※期限後の申請は受付できません。ご注意ください。
※減免の対象となるには一定の要件があります。
※詳しくは、広報「つながり」5月1日号をご覧ください。
問合せ=税務課 市民税係(内線281～283)

5月15日～21日は 総合治水推進週間

奈良盆地は水害が起きやすい地形。だから総合治水対策が必要です。

総合治水対策とは、・・・

河道の整備などの
治水対策

降った雨を一時的に貯留する
流域対策

+ とともに

河川改修

校庭貯留

ため池の
治水利用

「総合治水」についての資料請求・ご質問などは…
大和川流域総合治水対策協議会(大和川河川事務所HP内)
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/chisui/index.html>
または、大和郡山市建設課